

平成26年6月10日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 西野百合子

平成26年 5月14日付けで

申立てのありました意見等の
通知しました発意に基づく

調査結果につきまして、三田

市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立て・発意に基づく調査の趣旨	<p>三田市は、市内で実施される無人ヘリ防除が法令遵守のもと、安全かつ適正に実施されるように協議会会則の早期確定と行政の関わりを明確化していただきたい。</p> <p>また、現時点において、本年の無人ヘリ防除説明会が実施され申込みが集計されている中で、今の市の対応の遅さを反省していただきたい。</p>
調査の結果	<p>この申立ての趣旨を補足すると、次のとおりである。</p> <p>無人ヘリ防除の実施について、三田市は昨年9月定例市議会で「法令遵守のもと、安全かつ適正に実施されるように努めたい。」、また「地区別協議会の設置の必要性や実施主体の明確化などについても、JA等関係機関と検討を始めたところである。」と答弁した。その後、12月26日に無人ヘリ連絡協議会の設置に関する会合が三田市も出席の中で開催され、「無人ヘリ連絡協議会」の設置は確認されたが会則は継続審議で決まっていない。</p> <p>こうした状況の中で、本年4月30日に無人ヘリ防除説明会が市内の農会を対象に開催され申込みの取りまとめが始まっているにもかかわらず、無人ヘリ協議会の会則が確定されず、また、三田市の出席もない中で実施説明会が開催されている。これは上記議会での答弁に反するものであり、本年7月下旬には、市内で無人ヘリ防除が始まるので早急な対応を求める。</p> <p>この申立てに対し、農業振興課に事情聴取したところ、本年7月の「無人ヘリ連絡協議会」で規約を設け三田市の加入を承認してもらうよう、JAと協議し準備中とのことである（なお、兵庫県は同協議会に加入しないことが決定した。）。</p>

	<p>法的責任の点では、営業自由の原則の下で、無人ヘリ防除事業の実施主体である散布業者、依頼農家、契約の取りまとめを行ったJAらが責任を負うものであって、三田市はそもそも法的な規制権限を与えられていないから、行政指導以上の介入はできない。実施地区における事前通知も、学校・病院等の公共機関に対するものも含めて農会の責任とされており、三田市の役割は補完的な情報提供に留まる。協議会ではこのような各当事者の法的立場と役割分担を明確にした上で、協力すべきである。</p> <p>市民の健康を守るために、農薬散布の情報は、実施地区の狭い領域に限らず、市内全域の住民に対して広く提供し注意喚起することが望ましい。この分野は三田市が協力し得るところであり、協議会で得た情報を関係各局を通じて各地の公共機関等に流すほか、広報誌やインターネットのホームページ等の広報ツールを活用して一般市民向けに情報提供することも検討されたい。</p> <p>以上のとおり、三田市はこの申立てがなされる前から申立人が求める協議会規約の制定に向けて準備を進めており、これは申立ての趣旨に叶うものである。また、三田市の今後の関わり方については、規制権限を保持しない法的立場を前提として、広報活動を含む情報提供の検討を勧めたところであり、これをもって調査を終えることとした。</p>
備 考	